

□第60回委員会 (H19. 9. 11開催)以降の会議開催経過について

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	頁
運営会議	第 88 回	2007.9.7	13:00～ 14:00	梅田センター ビル	1)10 月以降の会議日程調整について 2)その他	P2
委員会	第 60 回	2007.9.11	16:30～ 19:30	みやこめっせ	1)河川環境、利用に関する基本的考え方について 2)今後の委員会の開催予定について 3)その他	P3

淀川水系流域委員会 第 88 回運営会議（2007.9.7 開催）結果報告		2007.9.18 庶務発信
開催日時	2007 年 9 月 7 日（金）13：00～14:00	
場 所	梅田センタービル 16 階 F 会議室	
参加者数	委員 3 名 河川管理者 3 名 一般傍聴者 2 名 記者 1 名	
<p>1. 報告の概要：庶務より前回運営会議以降の経過報告がなされた。</p> <p>2. 審議概要および決定事項</p> <p>今後の審議の進め方等について審議がなされた。主な意見と決定事項は以下の通り。</p> <p>①10 月以降の会議日程調整について</p> <p>○9 月の開催スケジュールを踏まえ、1 回／週の開催は委員、一般傍聴者への負担も大きいという観点から、2 週間に 1 回を基本に調整を行うこととし、今後の会議開催スケジュール（案）が下記の通りに決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 64 回委員会 10 月 6 日(土) 13:30～16:30 KBS ホール（京都） ・第 65 回委員会 10 月 23 日(火) 16:30～19:30 京都市勧業館 みやこめっせ ※（予備日）10 月 31 日（水）16:30～19:30 ・第 66 回委員会 11 月 7 日(水) 16:30～19:30 京都市勧業館 みやこめっせ ・第 67 回委員会 11 月 26 日(月) 13:30～16:30 京都市勧業館 みやこめっせ ※（予備日）11 月 21 日（水）16:30～19:30 ・第 68 回委員会 12 月 11 日(火) 16:30～19:30 大阪会館 ・第 69 回委員会 12 月 27 日(木) 16:30～19:30 大阪府中央公会堂 ※（予備日）12 月 22 日（土）13:30～16:30 <p>・10 月以降の委員会の進め方については、9 月で河川管理者からの説明が終わってから分野ごとの論点を絞って 10 月に議論をしてはどうか。論点整理についてはまず論点について委員にアンケートで聞いて運営会議で整理するという方法も考えられる。 →重要だと思われる論点については、河川管理者からの説明が終わった後に各委員から庶務へ出してもらって、ある程度運営会議等で整理して 10 月 6 日の委員会で諮りたい（委員長）。 →例えば運営会議で論点の重点項目をいくつか決めておいて、その他の項目で委員からの要望を組み込むということもできる。</p> <p>②その他について</p> <p>○河川整備計画（原案）等に関わる質問・意見集の作成について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画（原案）については委員からも一般からも質問のみ聴取するということが決定した。 ・一般からの質問は委員会への質問だという位置づけから、一般からの質問は全て委員会で集約して河川管理者に提出するということが決定した。 <p>○委員会の定足数未達成時の対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会開催日の 4 日前までに委員の定足数割れが生じた場合は委員会を中止とし、3 日前以降に定足数割れが判明した場合は委員会検討会として実施するということが決定した。 		
以上		

※運営会議の結果報告は、主な決定事項等の会議結果をお知らせするために庶務から発信させて頂くものです。

淀川水系流域委員会 第 60 回委員会 (2007. 9. 11 開催) 結果報告		2007.9.13 庶務発信
開催日時	2007 年 9 月 11 日 (火) 16 : 30 ~ 19 : 55	
場 所	京都市勧業館みやこめっせ B 1 F 第 1 展示場 A 面	
参加者数	委員 21 名、河川管理者 (指定席) 21 名、一般傍聴者 (マスコミ含む) 189 名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 月の委員会開催日が、審議資料 3 「今後の委員会開催予定表 (案)」 のとおりに決定した。 <ul style="list-style-type: none"> 10 月 6 日 (土) 13 : 30 ~ 16 : 30 第 64 回委員会 10 月 23 日 (火) 16 : 30 ~ 19 : 30 第 65 回委員会 ・ 本日の河川管理者の説明について質問がある委員や一般傍聴者は、9/18 までに庶務に提出する。第 63 回委員会 (9/26) にて河川管理者から回答を説明して頂き、審議を行う。 ・ 審議資料 4 「淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応 (案)」 が了承された。 <p>2. 報告 : 庶務より、第 59 回委員会 (2007.9.5) 以降の会議開催経過について報告がなされた。</p> <p>3. 審議の概要</p> <p>①河川環境・利用・人と川との繋がり・維持管理に関する基本的な考え方について</p> <p>河川管理者より、審議資料 2 「淀川水系河川整備計画原案について」、審議資料 1 「河川整備計画原案等に関わる質問・意見集」 について説明がなされた後、質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「淀川水系の現状と課題」 に関する委員の質問については、今回の説明の中で回答がなされたと理解してよいのか (委員長)。 <ul style="list-style-type: none"> → 審議資料 1 で回答を整理している。本日の説明でも触れているものがある。今回の説明に対する質問については、審議資料 1 の回答内容も踏まえてお願いしたい (河川管理者)。 ・ 河川管理者は、生物多様性条約やラムサール条約と整備計画原案の整合性および保全すべき生物の選定基準をどう考えているのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 条約との整合については確認していない。保全すべき生物の選定については学識経験者の意見を聴きながら選定してきた。特定の種を強く意識して保全するというよりも、様々な種が生息できる河川環境を目指すことを考えている。(河川管理者)。 ・ 淀川水系の絶滅危惧種としてアユモドキが挙げられるが、この保全・再生に関する具体的な計画が原案に書かれていないのはなぜか。 <ul style="list-style-type: none"> → アユモドキについて、計画案として書けるほど対応策が具体化できていない (河川管理者)。 ・ 原案で示されている課題をどのように解決していくのか、対応関係を示して欲しい。それぞれの計画が「連続性の確保」「ダイナミズムの再生」「水循環の健全化」「コンクリートが見えない堤防・堤防」の、どれに該当するのか、対応関係を示して欲しい。横断方向の課題についても縦断方向の関係を示して欲しい。 ・ 維持管理の対象は河川管理施設のみではなく、土砂管理なども対象とすべきと考えるが、どうか。 ・ 「自然な流況」 (審議資料 2 P9) とは何か。 <ul style="list-style-type: none"> → 概念としては、雨が降れば降った規模に応じてダムから放流することを考えている (河川管理者)。 ・ 「急速な水位低下の抑制」と「水位変動や攪乱の増大を目指す」 (審議資料 2 P8) は相反する考え方ではないのか。 <ul style="list-style-type: none"> → 改めて、琵琶湖の具体的な事例などにより、説明する (河川管理者)。 ・ 河川環境保全に向けた明確な目標が必要。「多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す」という曖昧な文章では、人によって思い浮かべる目標像が違ってくる。具体的にいつなのか、「多様な生態系」とは何かを表すデータや資料を元に計画を組み立てることが必要。 <ul style="list-style-type: none"> → 「この地域は昭和〇〇年のようにする」と明確な目標を決められるものではないため、原案では「多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す」とした。環境については、現時点で最終的な目標と整備の筋道を決めるというよりは、川が川をつくるのを手伝うということを目指して整備を行い、モニタリングと評価をしながらより良い方法を探っていくという考え方だ (河川管理者)。 ・ 琵琶湖の湖岸地形については、めったに起こらない大規模な台風時の波浪の影響も考慮しておくべきと考えるが、どうか。 ・ 景観については、マスタープランづくりの重要性を考えているのか。「川でなければできない利用」というよりも、「流域でなければできない利用」ではないか。川だけではなく、川のそばの街まで含 		

めた広域的な視野が必要ではないか。河川管理者が考える「川らしい利用」を具体的に示してもらいたい。

- ・川で活動しようとする人の支援も必要になってくるのではないか。
- ・課題と目標と計画の繋がりがよく分からない。例えば「猪名川れき河原再生」については、なぜ猪名川をれきにするのが望ましいのか。何が原因でれきでなくなったのか。なぜ高水敷整備なのか。河川環境が保全・再生されたと判断する基準は何か。河原がどのような状態になれば、再生されたと判断するのか。河川管理者の考えを示して欲しい。
- ・「維持管理の予算の確保が困難」とのことだが、新施設設の予算と維持管理の予算は同じ枠か。既設ダムの堆砂の課題として、貯水容量の減少があげられている。これまでの委員会等では、ダムの計画段階から堆砂は別枠として確保してあるとの説明を受けてきたが、河川管理者の方針が変わったのであれば、どうしてなのか説明して欲しい。また、舟運に関わる整備（淀川大堰の閘門と水制工の設置）の経済効果について説明して欲しい。

②今後の委員会の開催予定について

委員長より、審議資料3「今後の委員会開催予定表（案）」を用いて説明がなされ、「1. 決定事項」の通り、10月の委員会開催スケジュールが決定した。

- ・原則として月2回のペースで委員会を開催したい。参加可能な委員数や開催曜日等を考慮して開催予定日を決定した。その際、1回も参加出来ないような委員が出ないように配慮した。予備日は真にやむを得ない場合に開催する。予備日に開催する場合はできるだけ早めに開催をお知らせする(委員長)。
- ・10月の委員会開催スケジュールは、12月に原案への意見を提出するということ意識したスケジュールになっているのか。
→河川管理者からも「時期が来たからといって審議を打ち切るといようなことはしない」との説明も頂いているので、意見書の提出時期については、現時点ではコメントを避けたい(委員長)。

③その他

庶務より、審議資料4「淀川水系流域委員会における定足数未達成時の対応（案）」について説明がなされ、了承された。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・生物多様性条約は基本中の基本なので、河川管理者の勉強が必要だ。大戸川ダムについては、文章だけではわかりにくいので、資料をそろえた上でさらなる説明をお願いしたい。
- ・原案の説明資料では、委員会の意見書や提言とどのように違っているのか（あるいはどのように反映したのか）を記述しておくべきだ。原案の川上ダム計画では「オオサンショウウオは移転する」という考え方が変わっていないが、河川管理者は、生物の移転も環境保全になると考えているのか、はっきりしてもらいたい。
- ・維持管理については時系列的なとらえ方が必要だ。特に土砂管理の視点が重要なので、委員会でも検討して頂きたい。また、活断層についての検討もお願いしたい。
- ・新委員には、過去の委員会の意見書や提言、審議内容を踏まえた意見を述べて欲しい。参考資料1 No790については、印刷して、広く配布して頂きたい。
- ・これまでの委員会で、「ゾーニングによって環境保全地域をつくる必要があるのではないか」という委員会の意見に対して、河川管理者は流域全体が保全の対象と回答した。原案に示されているような特定の生物種の回復が目標ではなかったはずだ。河川管理者1人1人に何が出来るのかを考えて欲しい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。